

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	京都市 重度心身障害者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、重度心身障害者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療事務
②事務の概要	京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則に基づき、重度障害者の医療費の自己負担額の全部又は一部を支給する。当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求、第三者加害)において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	障害福祉システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項及び京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「京都市条例」という。)第3条第1項第1号コ
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし 2 情報照会の根拠 番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第2項及び京都市条例第3条第1項第1号コ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 障害保健福祉推進室
②所属長の役職名	企画・社会参加推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-4161
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、典型的なリスク対策(例)を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ・原則として、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を実施していること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのユーザー登録・削除については、人事異動があった際には、適宜、登録・削除を行っているため、担当外職員の不正利用は不可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	企画課長	企画・社会参加推進課長		
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月30日 時点	令和4年9月30日 時点		
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月30日 時点	令和4年9月30日 時点		
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る 下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階 TEL 075-222-4161	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 本能寺前町488番地 TEL 075-222-4161		
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課	保健福祉局 障害保健福祉推進室		
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 古川 仁	企画課長		様式の変更があったため
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎 屋町566-1 井門明治安田生命ビル4階 TEL 075-213-2994	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る 下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階 TEL 075-222-4161		
	IV リスク対策	項目なし	「IVリスク対策」の記載		様式の変更があったため
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー	事後	組織改正による修正
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第2項に基づく条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項及び京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「京都市条例」という。)第3条第1項第1号コ	事前	法改正による修正、及び事業の実施に伴う修正
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし 2 情報照会の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例	1 情報提供の根拠 なし 2 情報照会の根拠 番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則第2条第2項及び京都市条例第3条第1項第1号コ	事前	事業の実施に伴う修正
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和7年2月28日	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和7年2月28日	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	「IV リスク対策」 「8. 人手を介在させる作業」の記載	事後	様式変更に伴う修正
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	「IV リスク対策」 「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の記載	事後	様式変更に伴う修正